

## 京都府産農産物の銘柄設定等意見聴取会議事録

1 開催日時：令和3年12月3日（金） 13：30～：14：30

2 開催場所：近畿農政局 共用第1会議室

3 出席者：

(行政機関)	京都府農林水産部農産課 技師	長谷川 瑛
(学識経験者)	京都府農林水産技術センター農林センター作物部 部長	岡留 和伸
(登録検査機関)	京都農業協同組合営農部営農施設課 係長	竹本 輝昌
(申請者)	全国農業協同組合連合会京都府本部 農畜産部米穀課 有限会社森成農産	植田 勝基 森川 聖輔
(近畿農政局)	生産部生産振興課 課長補佐	隅井 豊
	生産部生産振興課 検査技術指導官	大橋 聡
	生産部生産振興課 検査技術指導官	高須 哲也

4 議事

【開会】

司会（近畿農政局）

只今から令和4年産京都府農産物銘柄設定等意見聴取会を開催いたします。

本日の司会を務めます近畿農政局生産振興課の隅井です。

本日は、コロナ禍の状況であることから、少人数、短時間での開催に努めますので、みなさまのご理解、ご協力よろしく申し上げます。

さて、当意見聴取会にはマニュアルの規定により、「有識者等の同意により、申請者を同席させることができる。」とあることから、本日、申請者の方にもご出席をいただいておりますことをご了承願います。

また、本日賜りましたご意見については、議事録を作成する必要があることから、ご発言はすべて録音させていただきますので、併せてご了承ください。

なお、今回、一般からの意見及び傍聴希望はありませんでしたので、ご報告申し上げます。

それでは、お手元の議事次第により議事を進めさせていただきたいと思っております。

2の「開会の挨拶」については、少人数での開催ということで、恐縮ですが、私からさせていただきます。

【近畿農政局 あいさつ】

省略

司会

まず、配布資料の確認をお願いします。

議事次第、出席者名簿、資料1～資料5及び資料6銘柄設定申請書を配付しております。よろしいでしょうか。

次に、本日の議事進行及び注意事項についてご説明します。お手元の議事次第をご覧ください。

- ① 議事次第第3「銘柄設定等申請手続及び申請状況等について」は、このあと近畿農政局から説明します。
- ② 議事次第第4「銘柄設定の申請内容に関する説明」ですが、申請者から申請品種の概要、申請の趣旨等の

説明をお願いします。

説明は、銘柄新規設定の水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米の「きぬむすめ」、普通大粒大麦の「ニューサチホゴールデン」、銘柄廃止申請の「サチホゴールデン」、最後に必須銘柄から選択銘柄に区分変更の醸造用玄米「祝」の順をお願いします。

- ③ その後、みなさまに、銘柄設定申請に係る「きぬむすめ」、「ニューサチホゴールデン」の現物を実際に見ていただき、品種特性により銘柄鑑定が可能であるか判断していただきます。
- ④ 次に議事次第5「意見聴取」で、「きぬむすめ」、「ニューサチホゴールデン」、「サチホゴールデン」、「祝」の順に申請内容の適否等に関してご意見をいただきたいと思えます。
- ⑤ 以上のように全ての「申請内容に関する説明」から「意見聴取」が終わった後、一括して議事次第6でこちらから総括的な「意見のとりまとめ」をさせていただきます、15時30分を目処に終了したいと思います。

なお、本日配布しました資料のうち、資料6「申請書関係資料」については、聴取会終了後、回収させていただきますので、ご了承ください。

それでは、議事次第3 銘柄設定等申請手続き及び申請状況等について、近畿農政局大橋検査技術指導官から説明します。

#### 【趣旨手続き申請状況説明】

近畿農政局

令和4年産の銘柄設定等の手続きについては、近畿農政局ホームページに掲載し、令和3年10月1日から10月29日の間に銘柄設定等の要望等の受付を行いました。

その結果、京都府では、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米の産地品種銘柄に係る選択銘柄として、「きぬむすめ」が「有限会社森成農産」様より申請がありました。

また、普通大粒大麦の産地品種銘柄に係る選択銘柄として、「ニューサチホゴールデン」が「全国農業協同組合連合会京都府本部(以下、「全農京都府本部」という。)」様より、「サチホゴールデン」の廃止申請が同じく「全農京都府本部」様よりありました。

併せて、現在、産地品種銘柄に設定されている醸造用玄米の「祝」の銘柄区分を「必須銘柄」から「選択銘柄」に変更する申請が「全農京都府本部」様よりありました。

本日の意見聴取の結果、銘柄の設定等について設定する必要が認められた場合には、近畿農政局より農林水産省農産局長あてに申請します。

農産局長は、申請に基づき銘柄の設定等を行う必要があると認めた場合は、農林水産大臣が行う農産物規格規程の改正の手続きを令和4年3月末までに行います。

次に、農産局長から一部改正の通知が各地方農政局長に通知され、申請者に結果を通知、関係者のみなさまには一部改正の周知という手続きとなっています。

以上のように取り進められると、令和4年産より設定申請のあったそれぞれの銘柄検査が可能となります。また、銘柄の廃止申請の「サチホゴールデン」については、令和4年産より銘柄検査ができなくなり、「祝」については令和4年産より選択銘柄となります。

なお、申請者におかれましては、銘柄に設定された旨の通知が届きましたら、マニュアルに基づき速やかに各登録検査機関配布用のサンプル2kg程度を近畿農政局へ提出していただきますようお願いいたします。以上です。

【銘柄設定及び品種群の申請について】

司会

それでは、最初に水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米の「きぬむすめ」について、「有限会社森成農産」様より、申請品種の概要、申請の趣旨と併せて様式第1－4号の銘柄鑑定に関する事項の説明をお願いします。

森成農産様宜しく申し上げます。

● [「きぬむすめ」の申請内容説明]

申請者：有限会社森成農産

申請を行う銘柄についてご説明します。申請を行う内容は、銘柄の設定、銘柄の区分は、産地品種銘柄、農産物の種類は、水稻うるちもみ及び水稻うるち玄米、産地は、京都府、品種名は「きぬむすめ」、必須・選択の区分は、選択銘柄です。

新設する理由ですが、2018年から生産依頼を受け京都府で生産・販売を始めたところ販売先からかなり好評な評価を頂き生産面積も安定して2022年度は正式に検査を受けて、品種名・産地名・産年を表示して生産・販売の拡大に繋がりたい、と考えています。

特性は、栽培しやすく多収が見込め、食味についても、業務用に販売していますが好評を得ています。

生産状況は、2019年産の4haから2021年産では10haに栽培面積を広げています。

品種の特性ですが、「キヌヒカリ」と「祭り晴」を交配した品種であり、「ヒノヒカリ」とよく似た形態で、粒形は、「ヒノヒカリ」よりやや大きく、やわらかい口当たりの良食味品種です。耐倒伏性のある中生品種で、心白・腹白は多少みられますが「ヒノヒカリ」と同等です。

生育に関しては、「ヒノヒカリ」とほぼ同じですが、成熟期は、「ヒノヒカリ」よりもやや早くなっています。病害については、紋枯れ病が出やすいものの、防除等の対策により問題ないと考えています。

種苗法に定める育成者権の侵害の行為を及ぼさない状況ですが、種子の購入については、育成者権を管理している「国立研究開発法人農業・食品、産業技術総合研究機構」と通常利用権の設定を行っている「兵庫県農作物改良協会」を通じた業者より購入しているため、育成者権の侵害を及ぼしません。

また、育成者権を管理している農研機構に、「京都府産きぬむすめ」の銘柄設定をしたい旨確認し了解を得ています。

産地で栽培された品種鑑定上の特徴ですが、

- ① 粒形は、「ヒノヒカリ」と比べ、丸みを帯びています。
- ② 色沢は、中飴色で「ヒノヒカリ」と比べ、光沢はやや劣ります。
- ③ 皮部の厚薄は「ヒノヒカリ」と比べ、やや厚いです。
- ④ 心白・腹白の発現の程度は、「ヒノヒカリ」と比べ、やや多いです。
- ⑤ 縦溝の深浅は浅いです。
- ⑥ 胚の大小及び胚の形は、中程度です。
- ⑦ 千粒重は、21.4gで、「ヒノヒカリ」と同等です。

司会

ありがとうございました。

続きまして、普通大粒大麦の「ニューサチホゴールド」について、「全農京都府本部」様より資料6「申請書資料」に基づき、申請品種の概要、申請の趣旨の説明を、また、銘柄鑑定上の特徴等の説明については、銘柄鑑定に関する事項を提出いただいた「京都農業協同組合」様から説明をお願いします。

「全農京都府本部」様、申請書に基づき説明をお願いします。引き続きまして、京都農業協同組合様よりお願いします。

● [「ニューサチホゴールデン」の申請内容説明]

申請者：全国農業協同組合連合会京都府本部

申請を行う内容は銘柄の設定で、銘柄の区分は産地品種銘柄です。農産物の種類は普通大粒大麦で、産地は、京都府、品種名は「ニューサチホゴールデン」、必須・選択の区分は、選択銘柄です。

申請する理由は、「サチホゴールデン」の種子を他府県から購入することが困難となり、栽培特性やビール加工適性が「サチホゴールデン」と変わらない品種を選択しました。

生産状況は、2年産は、0.01ha、3年産は、0.2haで、4年産は93.64haの作付けを予定しています。

検査を行う予定の登録検査機関は、「JA 京都」です。

品種の特性ですが、以前は「サチホゴールデン」という品種を栽培していましたが、ビールを作るうえで、ビールの鮮度を劣化させる要因になる原麦リポキシゲナーゼという成分が欠失しており、ビール製造中の酸化分解が起きにくく鮮度が長く維持できるという特性があります。栃木県で育成された新品種で、実需者とも経過を説明し進めてきています。

出穂期、成熟期は、「サチホゴールデン」とほぼ同じです。耐倒伏性は「サチホゴールデン」と同等もしくはやや強く、収量、品質は同等というデータがでています。

種苗法に定める育成者権の侵害の行為を及ぼさない状況ですが、種子の購入については、育成者権者と通常利用権の設定を行っている栃木県米麦改良協会から購入しているため、育成者権の侵害を及ぼしません。また、育成者権者である栃木県に、「京都府産ニューサチホゴールデン」の銘柄設定をしたい旨を確認し、了解を得ています。

司会

ありがとうございました。

様式1-4の銘柄鑑定に関する事項について「京都農業協同組合」様宜しく申し上げます。

検査を行う予定の登録検査機関：京都農業協同組合

産地で栽培された品種に係る品種鑑定上の特徴は、「サチホゴールデン」と比較して、

- ① 粒形は、どちらも中です。
- ② 粒の充実度及び色沢は、どちらも中の中です。
- ③ 穀皮の厚さは、どちらもやや薄いです。
- ④ 穀部のしわの程度は、どちらもやや多いです。
- ⑤ 剥皮の程度は、どちらもやや多いです。
- ⑥ 千粒重は、「サチホゴールデン」の47.9gに対し、48.2gとほぼ変わりません。
- ⑦ その他として、「サチホゴールデン」は原麦リポキシゲナーゼを含みますが、「ニューサチホゴールデン」は含みません。

司会

ありがとうございました。

続きまして、「サチホゴールデン」の銘柄廃止申請について、併せて醸造用玄米「祝」の銘柄の区分変更申請についてのご説明を「全農京都府本部」様よりお願いします。

●〔「サチホゴールド」 「祝」の申請内容説明〕

申請者：全国農業協同組合連合会京都府本部

今回申請を行う内容は、銘柄の廃止となります。銘柄の区分は産地品種銘柄で、農産物の種類は、普通大粒大麦です。産地は京都府で、品種名は、「サチホゴールド」です。必須・選択の区分は選択銘柄で、申請する理由は、今後作付けがないためです。

生産状況は、これまで主力として、約100ha作付けしていました。

続いて、産地品種銘柄の区分変更ですが、産地品種銘柄については、京都府産「祝」で、区分の変更は、必須銘柄から選択銘柄です。

今後検査見込みのある登録検査機関は、京都丹の国農業協同組合、京都農業協同組合、株式会社三豊、京都市農業協同組合、京都中央農業協同組合、京都やましろ農業協同組合、有限会社三光園、株式会社八木商店の8登録検査機関です。

生産状況は、100ha前後の生産があり、需要に応じた生産として、京都では主力として展開してきた品種です。

区分の変更理由ですが、現在、京都府内の登録検査機関は31ありますが、令和2年産の検査実績のある検査機関は8登録検査機関のみであり、京都府内すべての検査機関で農産物検査を行うことの見込みがないため。なお、選択銘柄への区分変更について、全検査機関から了承を得られています。

司会

ありがとうございました。

これより、銘柄設定申請のあった「きぬむすめ」及び「ニューサチホゴールド」に係る展示サンプルの確認をお願いします。

確認に当たっては、申請資料の「銘柄鑑定に関する事項」をご参照いただきながらご覧ください。

なお、時間は概ね10分程度を目途に行ってください

【銘柄設定に対する意見聴取】

司会

これより議事次第5の意見聴取に移りたいと思います。

意見聴取は、設定申請の「きぬむすめ」、「ニューサチホゴールド」、廃止申請の「サチホゴールド」、最後に区分変更申請の「祝」の順に個別に行います。

行政機関にあつては生産振興面から、試験研究機関は良品質米麦普及と栽培技術面から、生産者団体は団体で進めている農業対策及び生産販売面から、登録検査機関は農産物検査実務面から、実需者は消費者ニーズ等の観点からご意見をいただければと思います。

それでは、「きぬむすめ」について、ご意見のある方はお願いします。

司会

「きぬむすめ」について、お手元の様式第1－4号に基づき、銘柄鑑定が可能か、検査等級は1等～3等に格付けされるものであったか、お伺いします。

申請者の「森成農産」様は、先ほど銘柄鑑定が可能とご説明いただきましたが、改めて銘柄鑑定が可能かどうかと3年産の検査格付についてお伺いします。

登録検査機関：森成農産

3年産の格付ですが、今年産は昨年比去年に比べて相対的に品質が良かったので、形質がおかしいとか規格外はなく、ほぼ1、2等という結果となりました。また、鑑定は可能です。

司会

登録検査機関という立場で、「京都農業協同組合」様、銘柄鑑定についていかがでしょうか。

登録検査機関：京都農業協同組合

「きぬむすめ」は高温耐性品種ということで、以前試作したことがあります、「ヒノヒカリ」と比べ乳白の出方が違いますので鑑定は可能です。

司会

銘柄鑑定は可能と判断されていますので、次に進みます。

司会

生産振興面から、「京都府農産課」様ご意見ありますか。

行政機関：京都府農林水産部農産課

「きぬむすめ」に関しては、過去に京都府においても調査・分析をしたことがありまして、需要があるのであれば、選択銘柄に設定すれば良いのではないかと考えています。

司会

何故「きぬむすめ」育種されたかについて、「キヌヒカリ」が温暖化による高温障害により乳白が出て等級が下がったため、「キヌヒカリ」の代替として、「農研機構」が「きぬむすめ」が育種されたと聞いています。

現在、「きぬむすめ」は、近畿においても滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、全国で14府県ですでに設定されています。

「森成農産」様、「きぬむすめ」の栽培地はどの辺りになりますか、また、やはり「キヌヒカリ」の代替ということでしょうか。

申請者：森成農産

福知山、綾部、園部で栽培しています。高温対策的な形で導入しています。

司会

生産振興面からも特に問題がないということで、次に進みます。

良品質米生産普及、栽培技術面から「京都府農林水産技術センター」様ご意見ありますか。

学識経験者：京都府農林水産技術センター

農研機構のデータを見ましても、かなり良質米で、高温に対しても品質が落ちない、倒伏性も弱い方ではなく、いもち病も弱い方ではなく中程度です。周辺の府県は既に設定済みということで、気候的にも栽培的にも問題はないと思います。

司会

栽培技術面からも特に問題がないということで、次に進みます。

生産販売面で、「全農京都府本部」様、本日は申請者として出席いただいておりますが、生産販売面の観点からご意見ありますか。

申請者：全国農業協同組合連合会京都府本部

全国14の府県で設定されていますが、ここ10年位西日本で「ヒノヒカリ」が作りにくくなってきていることと、「きぬむすめ」銘柄が台頭してきているというのは販売先でもできますので、今後も新しい広がりを見せればいいのかと考えています。

司会：食味的なところと販売用途はいかがですか。

申請者：森成農産

取り掛かり、業務用で取り組んだところ、べたつかない、冷めてもそれほど食味が落ちないなど評価が

良く、業務用で進めてきました。

司会

生産販売面、消費者ニーズの観点から、特に問題がないということで、次に進みます。

以上お伺いしまして、特に問題はないとのことですが、全般を通じてご意見はありますか。

「きぬむすめ」の申請について、了承されたと言うことでよろしいですか。

(一同異議なし)

次に「ニューサチホゴールデン」に対して、ご意見のある方はお願いします。

司会

先ほど「京都農業協同組合」様からご説明いただきましたが、検査等級について、普通大粒の等級は1から2等のところ、ビール用途ですので、1等、2等、等外上となります。今年の検査の状況はいかがですか。

また、銘柄鑑定は可能ですか。

登録検査機関：京都農業協同組合

3年産の「ニューサチホゴールデン」は、全量2等でした。また、銘柄鑑定は可能です。

司会

銘柄鑑定は可能と判断されておりますので次に進みます。

生産振興面で「京都府農産課」様ご意見ありますか。

行政機関：京都府農林水産部農産課

「サチホゴールデン」が以前から作付けされていましたが、それと同じような性質であり、そもそも「サチホゴールデン」の種子が入らなくなり、その代替品種として「ニューサチホゴールデン」を銘柄設定して良いと考えています。

司会

良品質麦生産普及、栽培技術面から「京都府農林水産技術センター」様ご意見ありますか。

学識経験者：京都府農林水産技術センター

出穂期、成熟期は同じで、耐倒伏性はやや強く、原麦リポキシゲナーゼが欠失しているので特性的にも良く、問題ありません。

司会

収量的にも「サチホゴールデン」と比べていいのでしょうか。

学識経験者：京都府農林水産技術センター

令和元年産、2年産については、若干いいです。

司会

栽培技術面では、特に問題がないので、次に進みます。

加工適正も「サチホゴールデン」と同じでしょうか。

申請者：全国農業協同組合連合会京都府本部

同じです。鮮度が有意に長持ちするところがメリットです。

司会

生産販売面では、特に問題がないので、次に進みます。

以上お伺いしまして、特に問題はないとのことですが、全般を通じてご意見はありますか。

「ニューサチホゴールデン」の申請について、了承されたと言うことでよろしいですか。

(一同異議なし)

司会

続きまして、「サチホゴールド」の廃止申請について、さきほど「全農京都府本部」様からご説明のありました「ニューサチホゴールド」への切り替えに伴う廃止申請ですので、特段ご意見はないと思われませんが、いかがでしょうか。

特に問題はないとのことですが、「サチホゴールド」の廃止申請について、了承されたと言うことでよろしいですか。

(一同異議なし)

司会

最後になりましたが、醸造用玄米の「祝」の銘柄の区分、必須銘柄から選択銘柄への区分の変更に対して、ご意見のある方はお願いします。

行政機関：京都府農林水産部農産課

申請のあった「祝」について、現在すべての登録検査機関で検査しなければならない必須銘柄となっておりますが、選択銘柄に変更することで、実際検査する見込みがある登録検査機関は限られてきますので、登録検査機関に所属する農産物検査員の負担が減ることになるため賛成です。

司会

ほかに「祝」の区分変更に関しましてご意見ありませんか。

「祝」の銘柄区分変更申請について、了承されたと言うことでよろしいですか。

(一同異議なし)

#### 【意見聴取のとりまとめ】

司会

それでは、すべての議題についてご議論いただきましたので、議事次第6の意見のとりまとめをさせていただきます。

ご出席のみなさまより、水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米「きぬむすめ」、また、普通大粒大麦「ニューサチホゴールド」に係る銘柄設定につきまして、生産、流通、検査等のそれぞれの立場からご意見をいただくとともに、

銘柄設定の要件である

- ① 農産物検査において、銘柄の鑑定が可能であること。
- ② 農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能であること。
- ③ 種苗法に規定する育成者権の侵害の行為を組成するものでないこと。
- ④ 銘柄鑑定を行う1以上の登録検査機関の見込みがあること。

をご確認いただき、新たに銘柄とすることに「問題はない」との結論に達しました。

また、普通大粒大麦「サチホゴールド」については、銘柄廃止は「妥当」との結論を得ました。

更には、醸造用玄米「祝」の必須銘柄から選択銘柄への区分変更についても「妥当」とあるとの結論を得ました。

意見聴取の結果については、農林水産省農産局長に報告させていただきたいと思っております。

司会



本日の意見聴取会におきましては、多くの貴重なご意見をいただきまして、御礼を申し上げます。  
みなさまのご協力によりスムーズな進行ができました。  
本日は大変ありがとうございました。  
これをもちまして令和4年産京都府産農産物の銘柄設定等意見聴取会を終了いたします。